

## 生駒市議会パブリックコメント手続要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、生駒市議会（以下「議会」という。）のパブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、**議員又は委員会**の提案による**条例の制定又は改廃**に当たり、議会が説明責任を果たすとともに、市民等の多様な意見を的確に把握し、意思決定に生かすことを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、**議員又は委員会**が**条例を制定又は改廃**するに当たり、その趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民に公表し、市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等の概要、提出された意見等に対する**議員又は委員会**の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する**個人及び法人その他の団体**
- (3) 市内に**存する**事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に**存する**学校に在学する者
- (5) その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する**者**

### （対象）

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) **市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃**

(2) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

(3) 前各号に掲げるもののほか、特にパブリックコメント手続を実施する必要があると議長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものはパブリックコメント手続の対象としないものとする。

(1) 軽微な変更

(2) 他のパブリックコメントと同様の手続で意見聴取されたもの

（公表の方法）

第4条 議会は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、当該条例案の最終的な意思決定を行う前に相当の期間を設け、その素案を公表するものとする。

2 前項の規定により条例の素案を公表するときは、その素案を作成した趣旨、目的、背景等、その条例の素案を市民等が理解するために必要な参考資料を併せて公表するものとする。

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市議会のホームページへの掲載

(2) 議会事務局での閲覧又は配布

(3) 議長が指定する場所での閲覧又は配布

4 前項に定めるもののほか、議会報への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

5 第1項及び第2項の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、募集期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見の提出)

第5条 議会は、市民等が**条例**の素案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として3週間程度を目安として意見等の募集期間を定めるものとする。

2 前項の意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 議長が指定する場所への**書面の持参又は送付**

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 前3号に定めるものの**ほか**、議長が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明記しなければならない。

(意見等の取扱い)

第6条 **議員又は委員会**は、提出された意見等を考慮して**条例案**の意思決定を行うものとする。

2 議会は、提出された意見等の概要及びこれに対する**議員又は委員会**の考え方を公表するものとし、その**条例**の素案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 賛否の結論のみを示した意見

(2) 内容が実施対象の内容に合致しない意見

(3) 前条に規定する意見提出の定めに違反して提出された意見

(4) 生駒市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年3月生駒市条例第7号）第21条に規定する不開示情報が含まれている意見等

3 第4条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(実施状況一覧の作成及び公表)

第7条 議長は、第4条第1項の規定により公表を行った条例の素案について、次に掲げる内容を記載した一覧を作成し、議会のホームページに掲載するものとする。

- (1) 条例の名称
- (2) 素案等の公表日及び意見等の募集期間
- (3) 素案等の公表の方法
- (4) 問合せ先

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年 月 日から施行する。